

消防署からの大切なお知らせ

消防法改正により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました。

設置期限

平成23年5月31日

火災から大切な生命を守るために

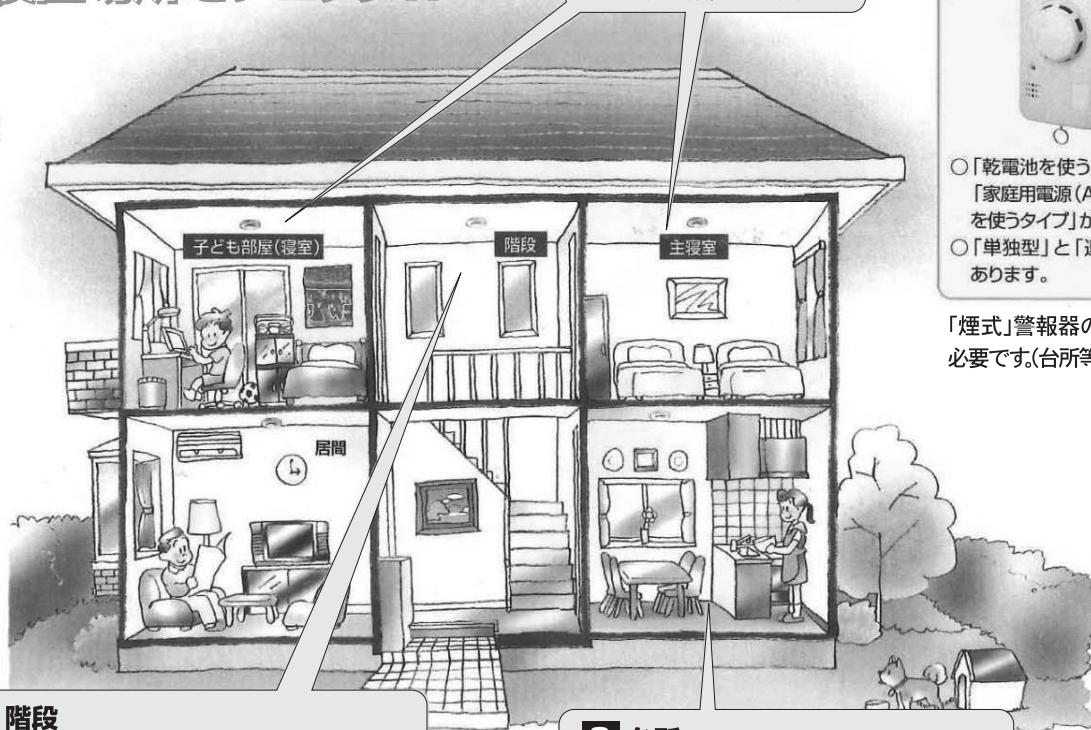
住宅用火災警報器

を設置しましょう!

なぜ設置するの?

住宅火災による死者数は急増しています。
特に死者の半数以上が高齢者となっています。
また死に至った原因の7割は逃げ遅れとなっています。

設置場所をチェック!!



1 寝室

就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊場の天井又は壁面に設置します。
(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)の階段は除く。)

3 台所

できるだけ設置することが望ましい(努力規定)となっています。設置にあたっては熱感知式のもののが効果的です。

天井取り付け式



壁取り付け式



○「乾電池を使うタイプ」と「家庭用電源(AC100V)を使うタイプ」があります。
○「単独型」と「連動型」があります。

「煙式」警報器の設置が必要です。(台所等を除く)

《 注意 》 悪質な訪問販売や電話による勧誘には、くれぐれも注意して下さい。

◆設置等に関するご相談は◆

西伯郡南部町清水川3-1

鳥取県西部広域行政管理組合 米子消防署南部出張所

☎ 0859(39)6003

ホームページ <http://www.tottori-seibukoiki.jp/>